

## 【別紙】

### 1 評議員会について

- ① 招集通知を開催日の7日前まで行っていない（中7日空けていない）
- ② 招集通知に日時・場所・議題はあるが、議案の概要を記載していない
- ③ 定款変更等の特別決議が現員の2／3で決議されていない
- ④ 定款で、予算（補正含む）を決議すると定めているが決議していない

### 2 理事会について

- ① 招集通知を開催日の7日前まで行っていない（中7日空けていない）
- ② 招集通知を省略した場合に、議事録等に記載していない
- ③ 重要な役割を担う職員（施設長等）の選任について決議していない
- ④ 評議員会の招集決議（日時・場所・議題・議案の概要）を行っていない
- ⑤ 評議員の招集決議を「議題」でなく「その他」としている
- ⑥ 評議員会で決議する役員候補者の承認を行っていない
- ⑦ 理事の改選期（2年）で、評議員会終了後の理事会の招集について、改選前の理事に通知している

### 3 役員の選任手続きについて

- ① 役員の選任については、定款で評議員会で候補者を一人ずつ選任しなければならないと定めているが全員まとめて選任している
- ② 監事の選任については、評議員会で選任される前に、現行の監事の過半数から同意を得なければならないが得ていない
- ③ 理事を「社会福祉事業の経営に識見を有する者」「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」「施設の管理者」に区分けしていない

### 4 選任手続きの書類不備について

- ① 評議員および役員の選任手続きに関して、「欠格事由に該当しない旨の申立書」の提出を受けていない
- ② 就任承諾書に就任期間が記載されていない

### 5 議事録について

- ① 評議員会議事録に議事録作成者が記載されていない

《裏面に続く》

- ② 評議員会や理事会において、決議を行う前に、当該議題の利害関係者の有無を確認し、その旨を議事録に記載しなければならないが記載していない
- ③ 議事録と会議で配布した資料を一体的に保管していない

## 6 監事監査について

- ① 監事監査を実施した後に、理事会において決算を承認しなければならないが、理事会において決算を承認した後に監事監査を実施している

## 7 役員報酬について

- ① 理事および監事に対する報酬は、法人定款に「評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給できる」と定めているが、「評議員会において定める総額の範囲」を評議員において決議していない

## 8 定款および定款細則について

- ① 定款変更承認申請については、施行日は市が承認した日であるが、評議員会で承認された日としている（定款変更届と混同している）
- ② 理事に委任される権限（理事長の決定権）の範囲を定款細則に定め、理事会の決議を得る必要があるが行っていない  
（定款細則自体を作成していない）